

第1章 事業計画

1.1 施設の設置者の氏名及び住所

設置者の氏名：高山市長 國島 芳明

設置者の住所：岐阜県高山市花岡町2丁目18番地

1.2 施設の設置場所

岐阜県高山市三福寺町1800番地外（図1.2.1(1)、(2)参照）

1.3 事業の目的と経緯

現在、高山市は資源リサイクルセンター（以下、「現施設」という。）及び久々野クリーンセンターの2か所で、一般廃棄物の可燃ごみを焼却処理している。いずれの施設についても、竣工から30年以上経過し老朽化が進んでおり、対応が必要な状況となっている。

このため高山市では、上記2施設を統合した新ごみ処理施設（以下、「計画施設」という。）を建設することを決定し、平成25年9月にその建設候補地を現施設の東側とする方針を定め、地元4町内会（三福寺町、下三福寺町、有斐ヶ丘町、東山台）において説明会を順次開催した。また、平成30年の夏季から周辺への環境影響を評価する目的で環境調査を始めた。その後、令和2年3月に、国内トップクラスの環境対策を講ずることなどを条件に、この建設候補地で新ごみ処理施設の事業を進めることの了解が得られた。これを受けて、令和2年8月に学識経験者や自然環境等に関する有識者、住民の代表、ごみ排出者の代表等で組織する「高山市新ごみ処理施設建設検討委員会」を設置して検討を進め、令和3年8月に施設建設に係る各種検討事項に関する提言をまとめた。高山市は、提言を反映して、「高山市ごみ処理施設基本設計書」（以下、「基本設計」と言う。）を策定する。

これまでの経緯を表1.3.1(1)、(2)にまとめた。

表 1.3.1(1) 新ごみ処理施設の建設に関するこれまでの経緯

年月日	これまでの経緯
平成25年9月18日	市議会基盤環境委員会（新ごみ処理施設の基本仕様、建設候補地について）
平成26年1月～2月	地元4町内会住民説明会（1回目、建設候補地の選定経緯等について）
平成27年11月～12月	地元4町内会役員へ現状を報告
平成28年1月21日	市議会基盤環境委員会（新ごみ処理施設の建設に係る今後の対応について）
平成28年2月～3月	地元4町内会住民説明会（2回目、次回のごみ処理施設の移転方針等について）
平成28年8月23日	市議会基盤環境委員会（埋立処分地の跡地活用・周辺地域の環境整備等について）
平成28年10月～11月	地元4町内会住民説明会（3回目、埋立処分地の跡地活用・周辺地域の環境整備等について）
平成28年12月14日	三福寺町町内会「条件を付けて同意する。条件についてはこれから取りまとめる。」との臨時総会（11月30日開催）の結果を市に通知
平成29年1月4日	三福寺町町内会以外の3町内会へ意向確認依頼
平成29年2月19日	東山台町内会臨時総会にて計画説明
平成29年2月22日	東山台町内会「現計画の新ごみ処理施設の受け入れは同意できない。」との臨時総会の結果を市に通知
平成29年3月8日	有斐ヶ丘町町内会「条件に掲げる事項に関する市の承諾書を受領確認後に同意する。」との意向を市に通知

表 1.3.1(2) 新ごみ処理施設の建設に関するこれまでの経緯

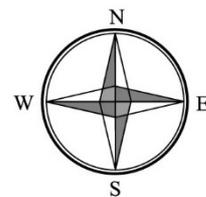
年月日	これまでの経緯
平成 29 年 3 月 27 日	下三福寺町町内会 総会での会員の意向（やむを得ず容認）を市に通知
平成 29 年 7 月 13～26 日	市議会総務環境委員会分野別市民意見交換会
平成29年9月19日	市議会総務環境委員会意見書を市へ提出 意見:①現施設の性能保証期間の延長をごみ焼却場新設とは切り離して実施すること。また、実施にあたっては、でき得る限りの環境基準に配慮し、その対策を取られたい。 ②ごみ焼却場新設については、市は地元町内会の同意が取れないなかでの建設着手は行わないとしている。宅地化が進んだなかでの新設には非常に困難が伴う。現状を精査して、住民の理解を得られるようすすめられたい。
平成30年1月23日	市議会総務環境委員会(意見書に対する対応について 現施設の性能保証期間の延長・周辺環境への影響の詳細な調査分析)
平成30年2月19日	市議会総務環境委員会(ごみ処理施設建設に係る今後の対応について 環境影響調査の実施・性能保証期間の延長)
平成30年3月13日	市議会総務環境委員会 (2月19日協議事項の再協議)
平成30年3月15日	市議会総務環境委員会 協議(ごみ処理施設建設に係る今後の対応について)に対する考えを市へ提出
平成30年4月10日	資源リサイクルセンター焼却施設の性能保証期間を平成37年度末までとする覚書をメーカーと締結
平成30年5月16日	三福寺町町内会ごみ処理施設建設対策委員説明
平成30年5月25日	東山台町内会住民説明会
平成30年5月30日	下三福寺町町内会住民説明会
平成30年6月2日	有斐ヶ丘町町内会役員説明会
平成30年6月27日	環境影響調査業務委託契約を締結
平成30年7月18日	環境影響調査のための条件設定業務委託契約を締結
平成31年2月26日	新焼却炉建設に関する勉強会を開催
令和元年12月22日	ごみ処理施設建設に係る説明会(東山台町内会)
令和2年3月	国内トップクラスの環境対策を講ずることなどを条件に、建設候補地で事業を進めることの了解が得られた。
令和2年8月5日	第1回高山市ごみ処理施設建設検討委員会(委員長、副委員長の選任について、今後のスケジュールについて、高山市のごみ処理の現状について)
令和2年10月2日	第2回高山市ごみ処理施設建設検討委員会(施設規模の検討について、焼却方式の検討について)
令和2年11月6日	第3回高山市ごみ処理施設建設検討委員会(施設規模、焼却方式について、排ガス基準値、煙突高について)
令和2年12月11日	第4回高山市ごみ処理施設建設検討委員会(排ガス自主規制値及び煙突高について)
令和3年3月26日	第5回高山市ごみ処理施設建設検討委員会(排ガス自主規制値及び煙突高について)
令和3年5月12日	第6回高山市ごみ処理施設建設検討委員会(エネルギー活用について、環境学習機能について)
令和3年6月30日	第7回高山市ごみ処理施設建設検討委員会(建築意匠について、防災機能について、施設運営について)
令和3年8月18日	第8回高山市ごみ処理施設建設検討委員会(全体総括、市への提案書の確認)
令和3年8月25日	「高山市新ごみ処理施設基本設計提言書」提出



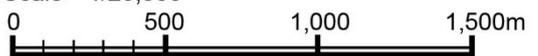
凡 例

 建設予定地

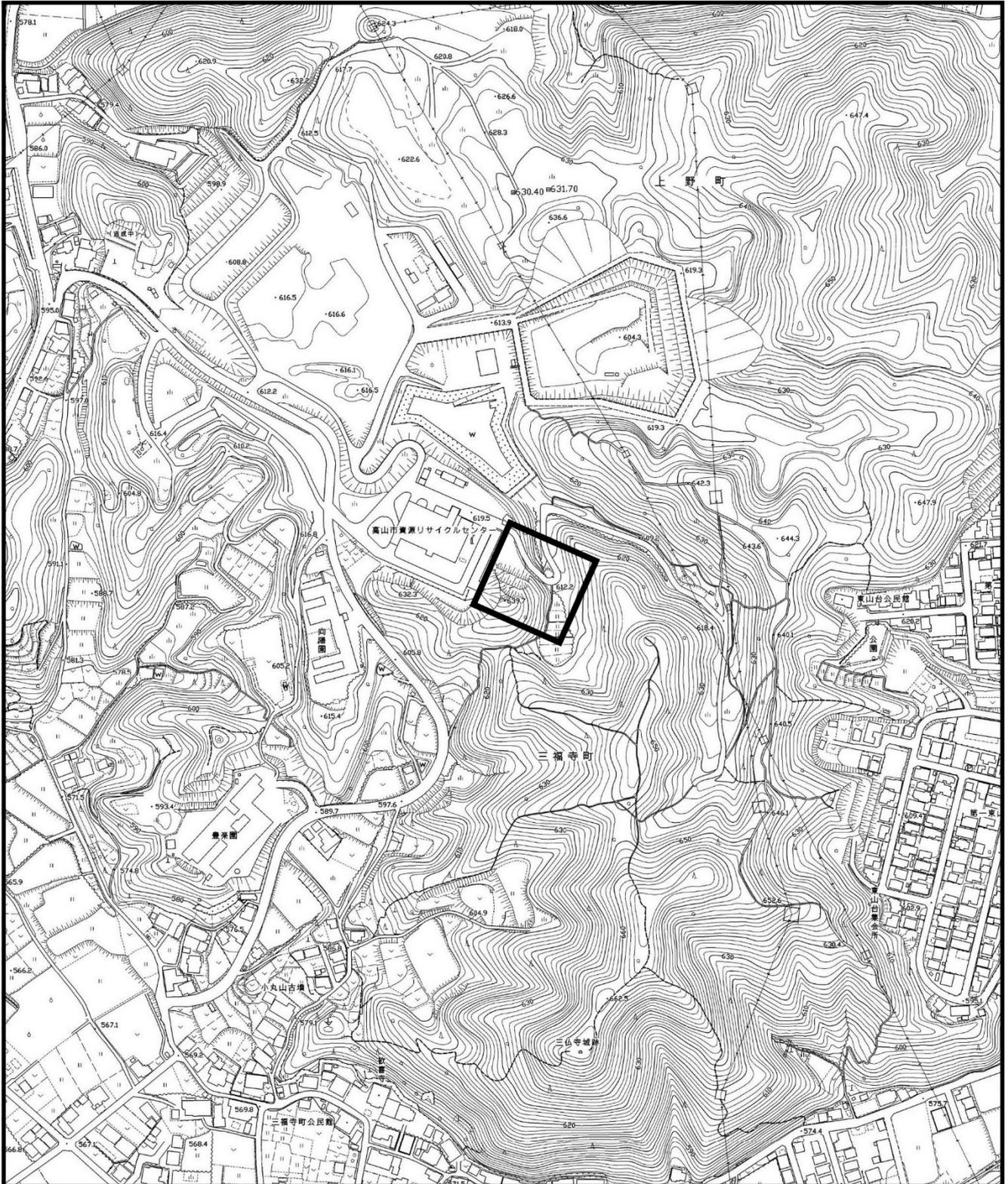
図1.2.1(1) 建設予定地位置図 (1)



Scale 1/25,000



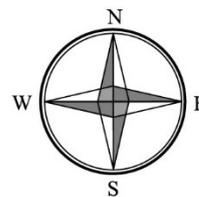
この地図は、国土交通省国土地理院発行の電子地形図25000を基に作成した。



凡 例

 建設予定地

図1.2.1(2) 建設予定地位置図 (2)



Scale 1/5,000
 0 100 200 300m

1.4 設置する施設の種類

エネルギー回収型廃棄物処理施設（焼却施設）

1.5 施設において処理する廃棄物の種類及び処理方式

計画施設では、新たに不燃ごみ中のプラスチックの焼却処理を行う。また、災害廃棄物についても受け入れ可能な施設とする計画である。

平成 30 年度に、廃棄物の処理方式等に係る検討を行った。最終処分場の有無や建設予定地の敷地面積等の特性を考慮し、処理方式ごとの性能（経済性、メンテナンス性、近年の採用実績等）を比較した結果、ストーカ式の処理方式が最適であると判断し、採用することとした。

表 1.5.1 計画施設において処理する廃棄物の種類と処理方式

区分	廃棄物の種類	処理方式
焼却施設	可燃ごみ 破碎・選別残渣 不燃ごみ中のプラスチック 災害廃棄物	全連続燃焼式ストーカ炉

1.6 施設の処理能力

計画施設の処理能力は、計画ごみ処理量（焼却処理対象物）、災害廃棄物の処理及びプラスチックの焼却処理等を検討し、表 1.6.1 に示す通りとした。なお、検討の詳細は、後述の「1.10.2 将来のごみ処理量等の予測」（p15）で示す。

表 1.6.1 計画施設の処理能力

区分	処理能力
焼却施設	95t/日（47.5t/24h×2 炉）

1.7 処理フロー

計画施設で採用するストーカ炉の焼却施設の処理フローを図 1.7.1 に示す。

最終的に発生する残差である、焼却灰と焼却飛灰を処理した飛灰処理物は、隣接の最終処分場で埋立処分する。プラント排水は、排水処理設備で下水道排除基準まで処理した後、公共下水道へ放流する。

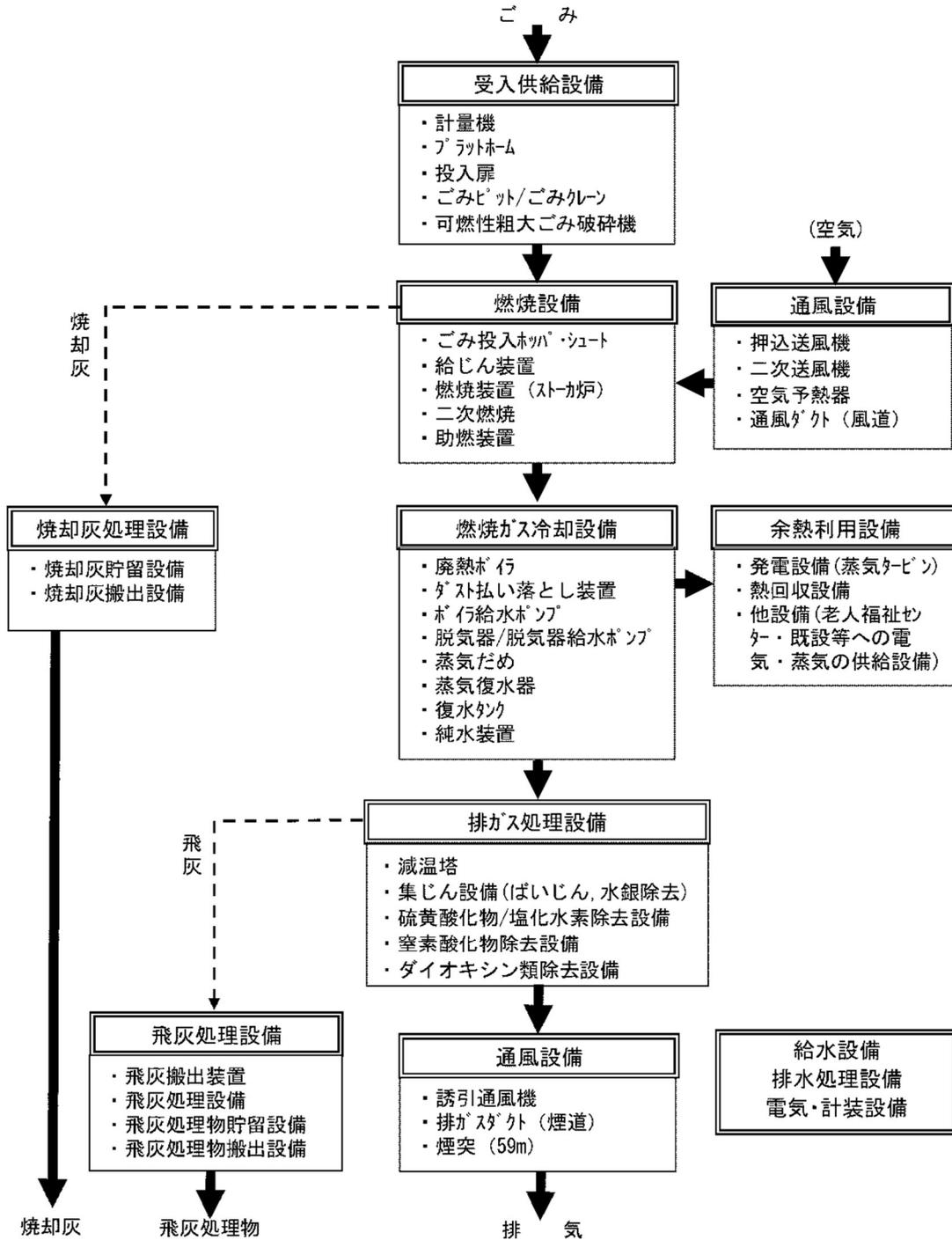


図 1.7.1 焼却施設の処理フロー

1.8 施設の配置等

計画施設に係る平面計画（全体配置図）を図 1.8.1 に示す。現施設東側の造成を行い、計画施設を建設する。計画施設竣工まで現施設を稼働させ、その後解体することとなるが、跡地には資源化施設の設置を検討している。

計画施設の車両動線計画図を図 1.8.2 に示す。一般車両動線は施設の外周を回し、その内側を搬入車両動線とすることで、各車両動線が交差しないように計画している。計量機は、現施設跡地に建設予定の資源化施設と共用できる位置とし、待機車両が敷地外に出ないように奥に配置する。また、一般駐車場から管理棟へのアクセスは渡り廊下とし、人動線と車両動線が交差しないように計画している。

計画施設の断面図を図 1.8.3 に、平面図を図 1.8.4(1)～(3)に示す。計画施設の建屋の高さは最大で 22m、煙突高さは 59m とする計画である。

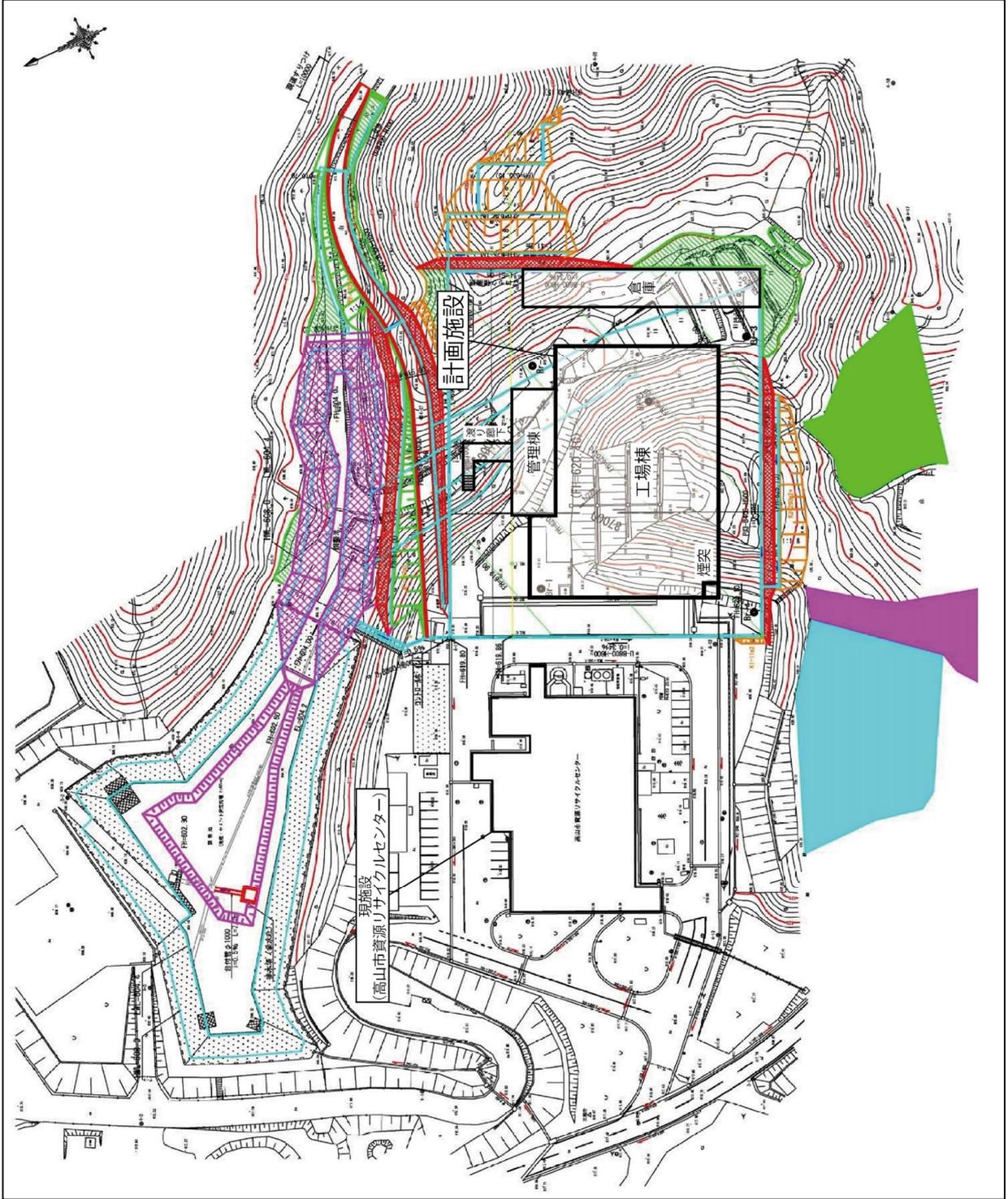


図 1.8.1 計画施設の平面計画 (全体配置図)

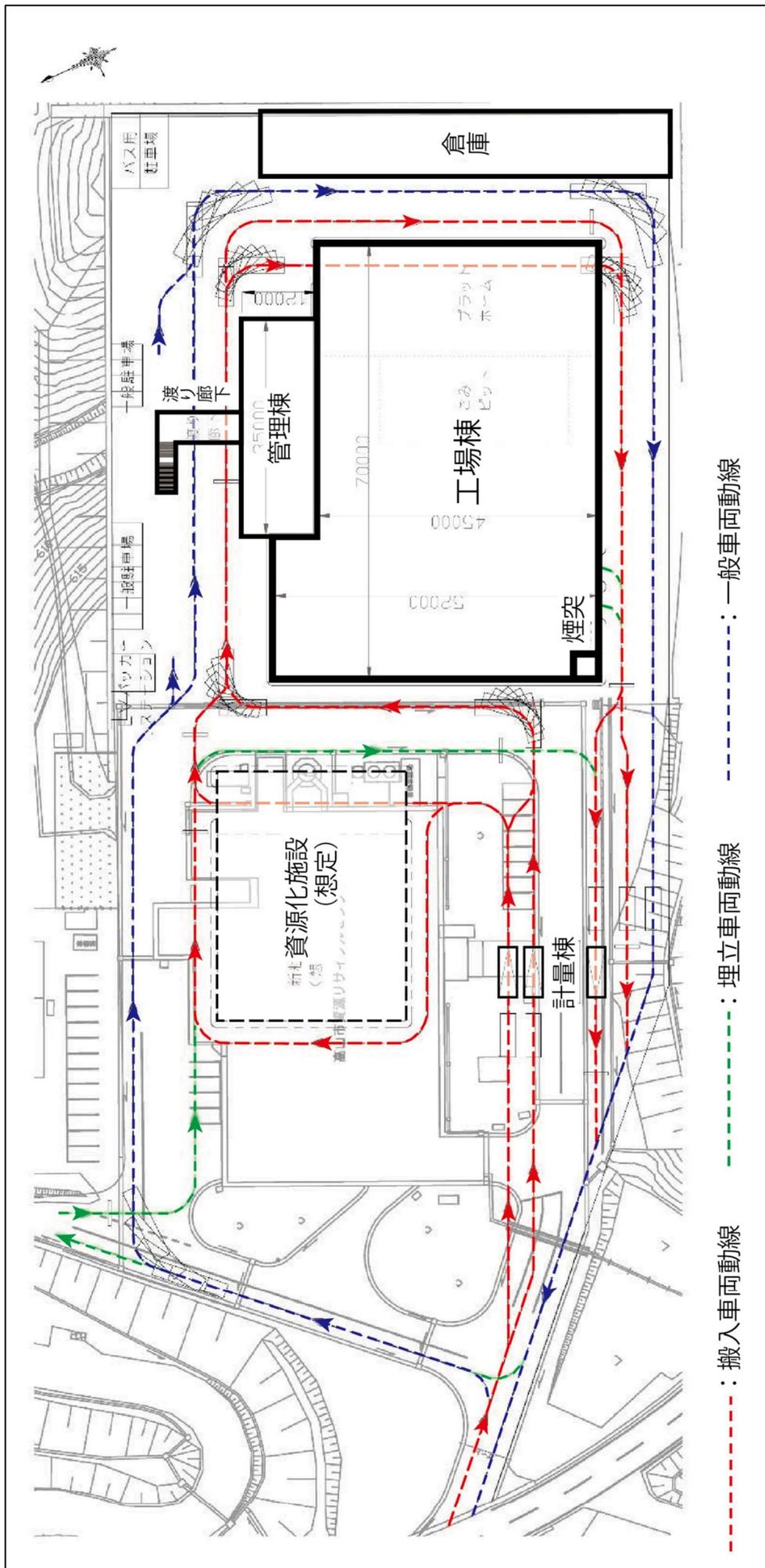


図 1.8.2 計画施設の車両動線計画図

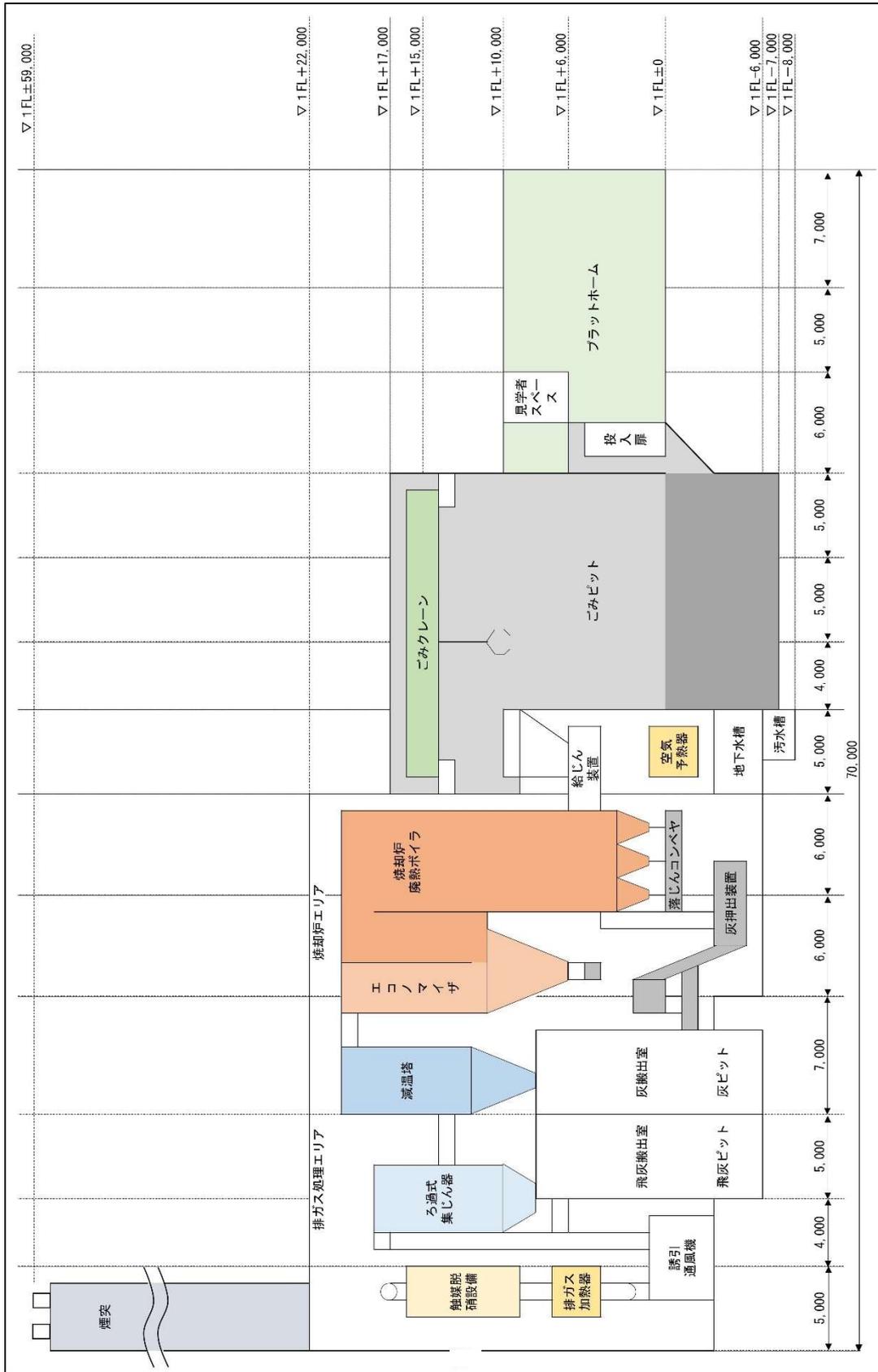


図 1.8.3 計画施設の断面図

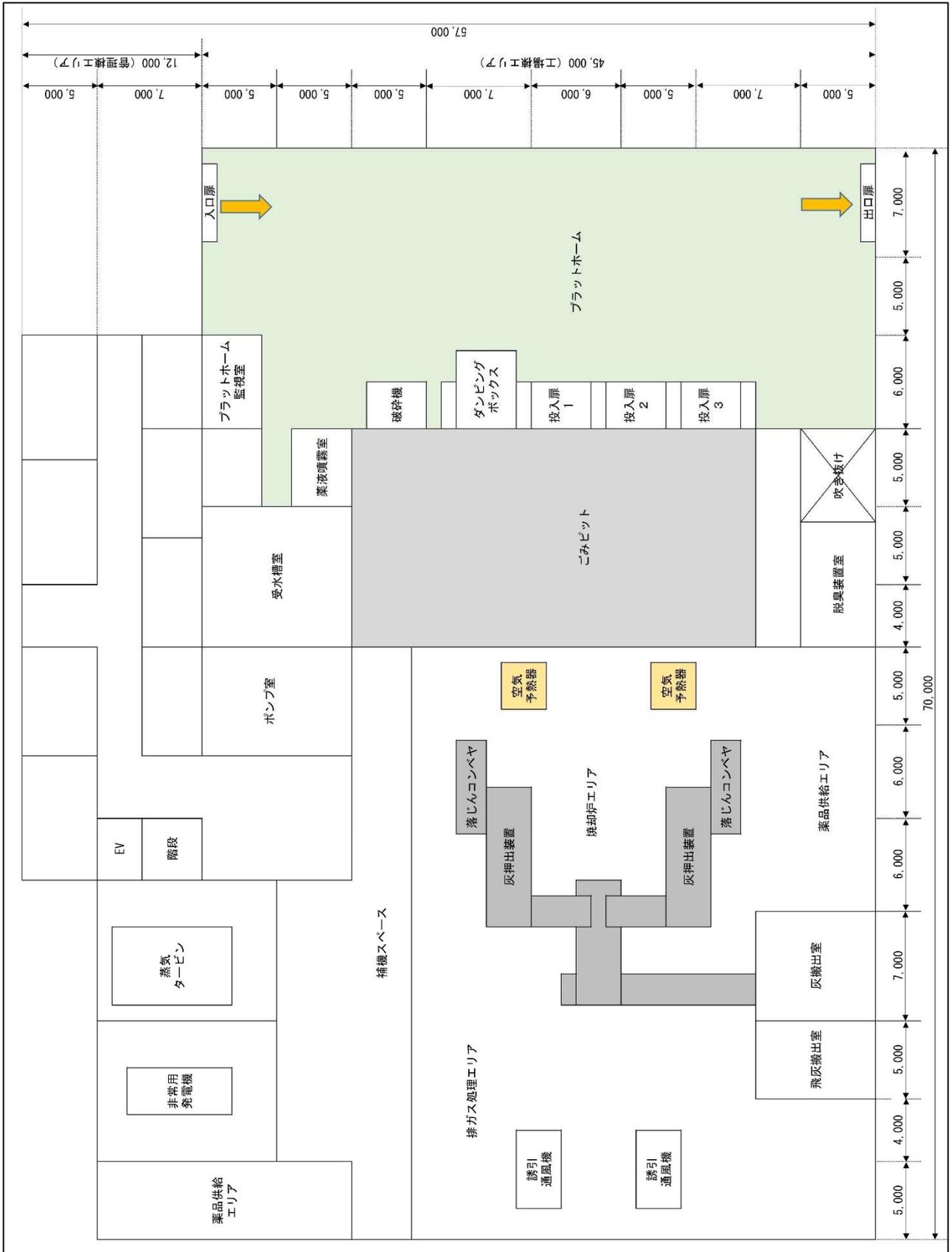


図 1.8.4(1) 計画施設の平面図 (FL±0)

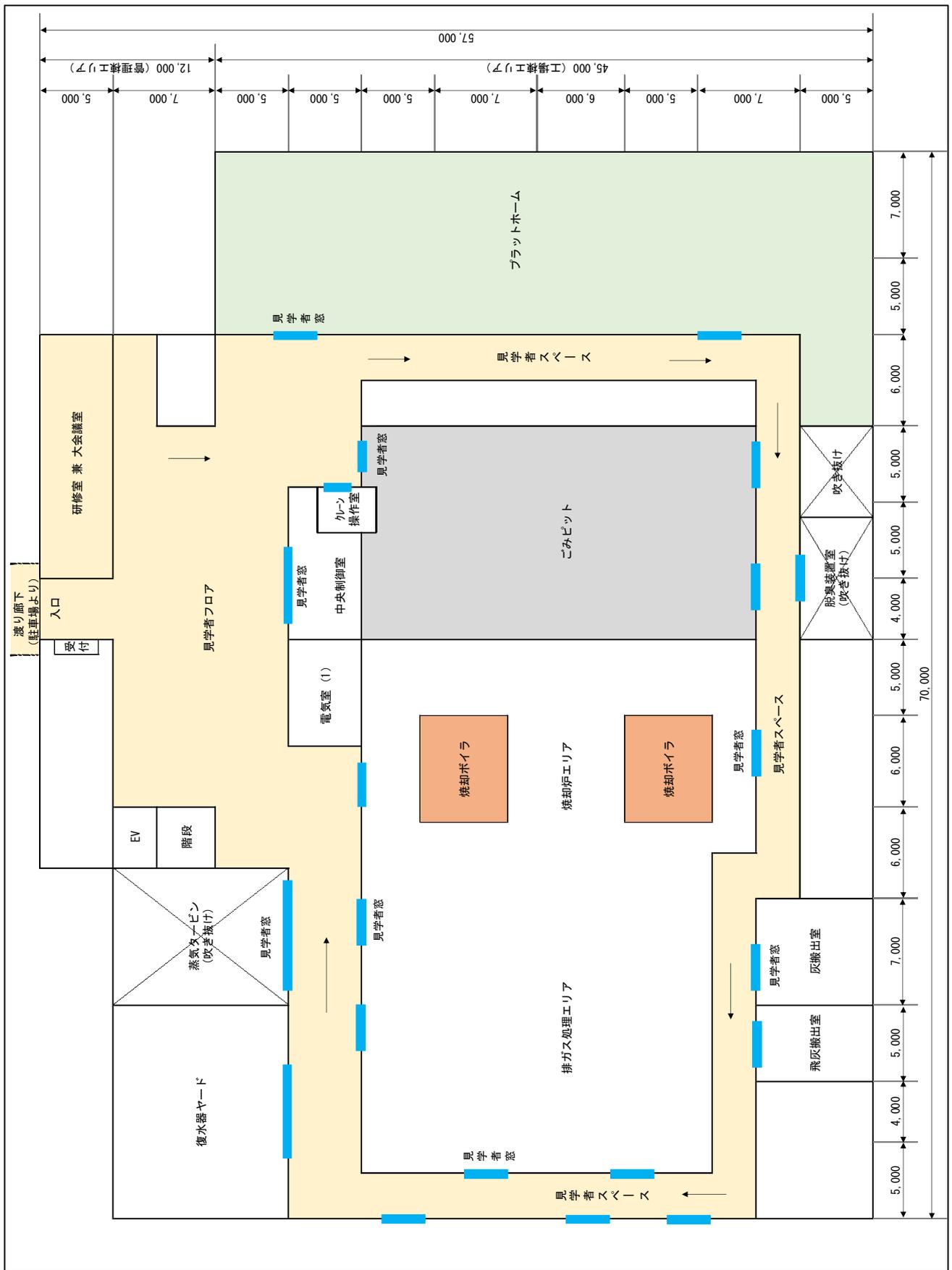


図 1.8.4(2) 計画施設の平面図 (FL+6,000)

1.9 施設の事業方式

事業方式の選定は、近年の一般廃棄物事業での採用実績を考慮し、「DBO方式」及び「公設公営方式」を比較検討した。住民とのコミュニケーションや信頼関係、技術継承の観点、ごみ処理施設と最終処分場を統括管理する観点を重視して検討し、よりメリットのある「公設公営方式」を採用することとした。

1.10 計画の内容

1.10.1 ごみ処理等の現状

(1) 人口

高山市の平成22～31年度の人口及び世帯数（各年10月1日現在）の推移を図1.10.1に示す。人口は減少傾向だが、世帯数は増加傾向にある。

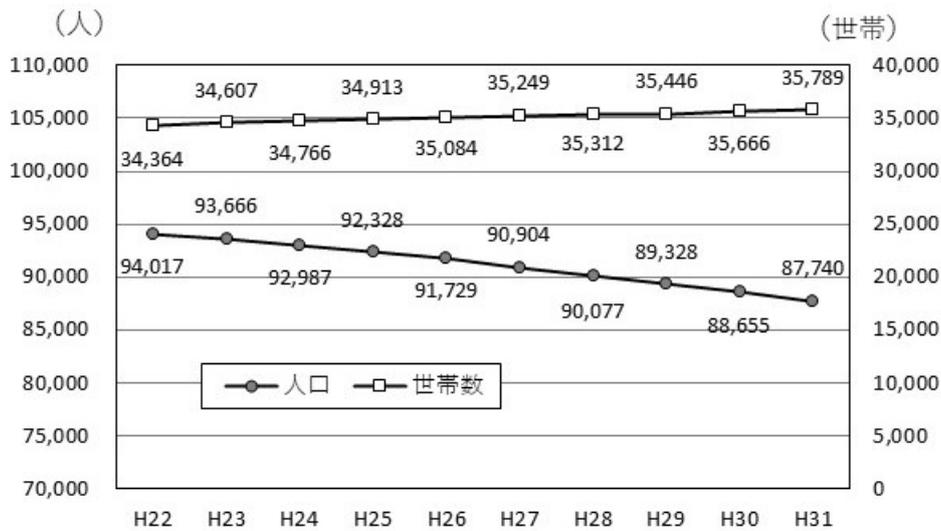


図 1.10.1 人口及び世帯数の推移

(2) ごみ排出量

高山市の平成22～31年度のごみ排出量の推移を図1.10.2に示す。ごみ排出量は、年間あたり34～36千tで推移しており、ほぼ横ばいとなっている。なお、平成26年度及び平成30年度は災害ごみを含んでいる。

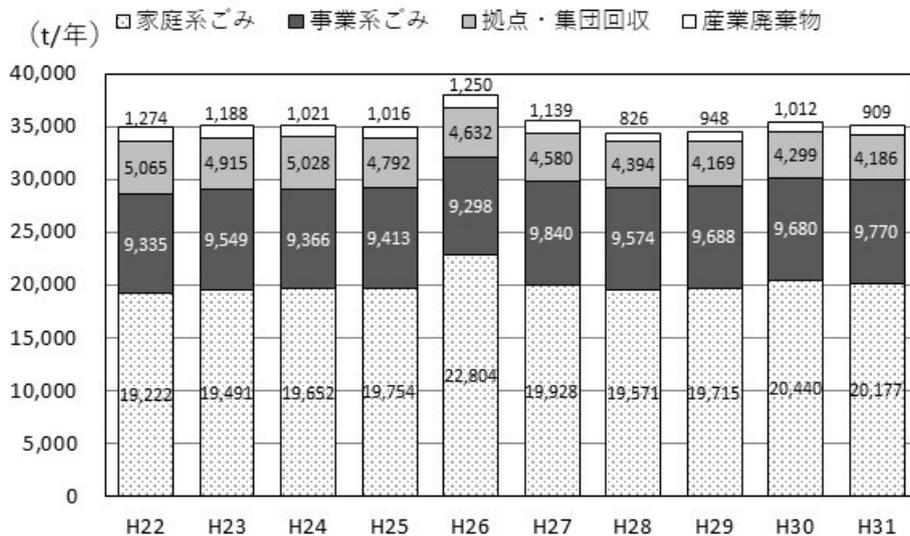


図 1.10.2 ごみ排出量の推移

(3) 焼却処理量

高山市の平成 22～31 年度の焼却処理量の推移を図 1.10.2 に示す。焼却処理量は、年間あたり 23～25 千 t で推移しており、ほぼ横ばいとなっている。

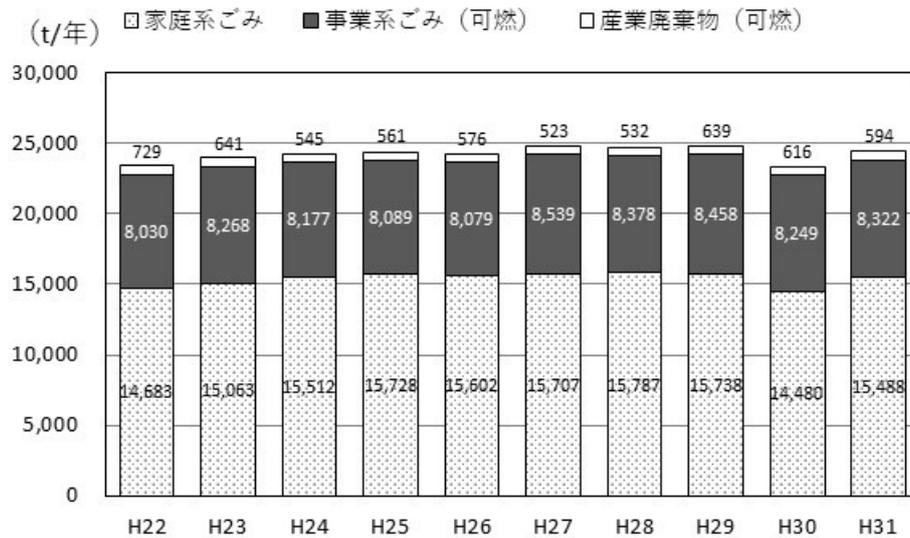


図 1.10.3 焼却処理量の推移

1.10.2 将来のごみ処理量等の予測

(1) 将来人口

高山市の令和 2 年度以降の将来人口の推計を図 1.10.4 に示す。採用する将来人口は、国勢調査を基本とする人口ビジョンの将来展望の数値を補正して算定した。計画施設竣工予定の令和 8 年度の人口は、平成 31 年度より約 5,400 人少ない 82,395 人と推計されている。

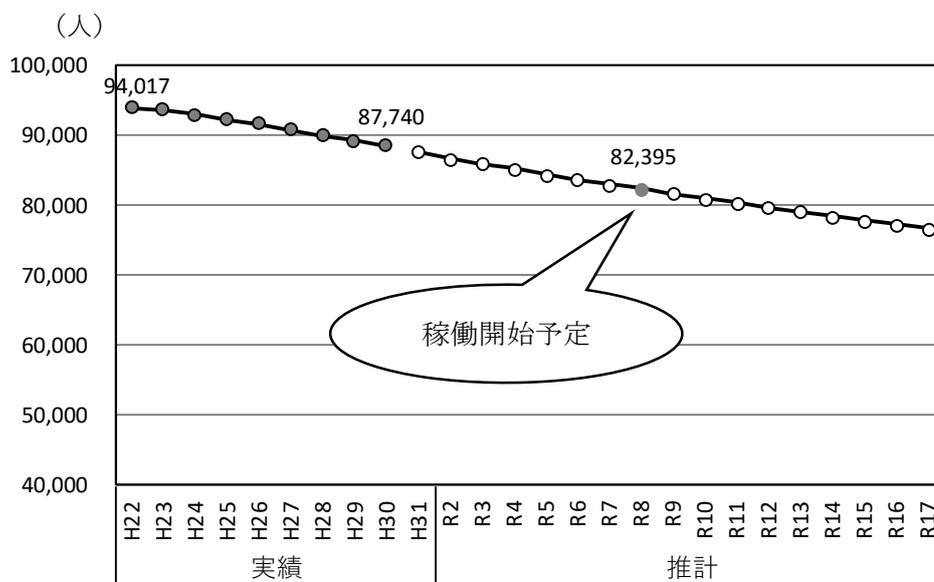


図 1.10.4 令和 2 年度以降の将来人口

(2) 将来のごみ排出量の推計

平成 22～31 年度のごみ排出量の実績から、令和 17 年度までの将来推計を行った。高山市のごみ排出量は、拠点・集団回収及び産業廃棄物は減少傾向にあるが、家庭系ごみと事業系ごみは増加傾向にある。そのため、人口は減少傾向にあるが、総ごみ発生量は増加傾向となっている。将来のごみ排出量等の推計や施設規模の想定を表 1.10.1 に示す。

表 1.10.1 将来のごみ排出量等の推計

項目		実績値				将来推計値						
西暦		2010	2013	2016	2019	2020	2023	2026	2029	2032	2035	
年度		H22	H25	H28	H31	R2	R5	R8	R11	R14	R17	
人口	人	94,017	92,328	90,077	87,740	86,699	84,518	82,395	80,385	78,512	76,709	
発生ごみ量	家庭系一廃	t/年	19,222	19,754	19,571	20,177	19,933	20,110	20,287	20,463	20,639	20,817
	拠点・集団回収	t/年	5,065	4,792	4,394	4,186	3,888	3,549	3,210	2,871	2,532	2,193
	事業系一廃	t/年	9,335	9,413	9,574	9,770	9,813	9,942	10,071	10,200	10,329	10,462
	産業廃棄物	t/年	1,274	1,016	826	909	894	791	689	586	484	382
	総合計	t/年	34,896	34,975	34,365	35,042	34,528	34,392	34,257	34,120	33,984	33,854
焼却量	焼却ごみ量	t/年	23,442	24,378	24,697	24,404	24,249	24,451	24,650	24,851	25,050	25,256
	施設規模 (災害 10%含む)	t/年	97	100	101	100	100	100	101	102	103	103
焼却ごみ原単位		g/人/日	683	723	751	762	766	793	820	847	874	902
家庭系焼却ごみ原単位		g/人/日	428	467	480	484	484	501	519	538	556	575

注) 表中の施設規模(災害 10%含む)は、「廃棄物処理施設整備費国庫補助金交付要綱の取扱いについて」(平成 15 年 12 月 15 日 環廃対発第 031215002 号)に基づく以下の算定式を用いた計算結果に、災害廃棄物を上乗せして算出した。なお、災害廃棄物の想定量を計画ごみ処理量(焼却ごみ量)の 10%とした根拠は、後述の「(5) 災害廃棄物の処理について」(p15)で示す。

「施設規模の算定式: 施設規模 (t/日) = 計画年間日平均処理量 (t/日) ÷ 実稼働率 (0.767) ÷ 調整稼働率 (0.96)」

(3) 減量目標の設定及びそれを踏まえた将来のごみ排出量の予測

高山市では、今後の将来のごみ排出量の推計を基準に、特に減量化を推進する項目として表 1.10.2 に示す減量目標を設定した。

表 1.10.2 減量目標

指標	目標 (令和 8 年度)	備考
家庭系可燃ごみ	12,740t	人口減少率0.939 (H31～R8) × 5%減量化
その他搬入分	2,094t	人口減少率0.939 (H31～R8) × 10%減量化
事業系一般廃棄物	9,567t	予測値よりも 5%減量化

減量目標を踏まえた将来のごみ排出量等の目標値は、表 1.10.3 に示すとおりである。

表 1.10.3 減量目標を踏まえた将来のごみ排出量等の目標値

項目		実績値				将来目標値						
西暦		2010	2013	2016	2019	2020	2023	2026	2029	2032	2035	
年度		H22	H25	H28	H31	R2	R5	R8	R11	R14	R17	
人口	人	94,017	92,328	90,077	87,740	86,699	84,518	82,395	80,385	78,512	76,709	
発生 ごみ 量	家庭系一廃	t/年	19,222	19,754	19,571	20,177	19,864	19,093	18,323	17,552	16,781	16,011
	拠点・集団回収	t/年	5,065	4,792	4,394	4,186	3,888	3,549	3,210	2,871	2,532	2,193
	事業系一廃	t/年	9,335	9,413	9,574	9,770	9,741	9,654	9,567	9,480	9,393	9,306
	産業廃棄物	t/年	1,274	1,016	826	909	894	791	689	586	484	382
	総合計	t/年	34,896	34,975	34,365	35,042	34,387	33,087	31,789	30,489	29,190	27,892
焼却 量	焼却ごみ量	t/年	23,442	24,378	24,697	24,404	24,137	23,332	22,885	22,063	21,243	20,423
	施設規模 (災害 10%含む)	t/年	97	100	101	100	99	96	95	91	88	84
焼却ごみ原単位	g/人/日	683	723	751	762	763	756	761	752	741	729	
家庭系焼却ごみ原単位	g/人/日	428	467	480	484	482	473	475	464	451	437	

(4) 計画施設の稼働年度における計画ごみ処理量(焼却ごみ量)の内訳

減量目標を踏まえた、計画施設の稼働年度における計画ごみ処理量(焼却ごみ量)の内訳は、表 1.10.4 に示すとおりである。

表 1.10.4 減量目標を踏まえた計画施設の稼働年度における計画ごみ処理量の内訳

処理対象項目		R8 処理量	備考
可燃ごみ	一般廃棄物	家庭系	13,310t/年
		事業系	8,149t/年
	産業廃棄物		450t/年
	計		21,909t/年
破碎・選別残さ		976t/年	
合計	年間量	22,885t/年	

(5) 災害廃棄物の処理について

「岐阜県災害廃棄物処理計画」より、飛騨地域の災害廃棄物発生量のうち焼却処理施設で処理する可燃物は約 155,600t と算出されている。この災害廃棄物は 3 年で処理することを基本としているため、年間の必要処理量は約 52,000t となる(表 1.10.5)。

それに対し、飛騨地域におけるごみ処理施設の年間の余力は約 19,210t であるため(表 1.10.6)、災害廃棄物を飛騨地域のみで処理することは現実的に困難な状況である。そのため、計画施設における災害廃棄物の処理については、他都市事例等を踏まえ、「巨大災害発生時における災害廃棄物対策のグランドデザインについて中間とりまとめ」(平成 26 年 3 月 環境省 巨大地震発生時における災害廃棄物対策検討委員会)に示される中位シナリオの「計画ごみ処理量の 10%」を見込むものとした(表 1.10.7 参照)。

表 1.10.5 災害廃棄物発生量等

単位：t

	南海トラフの 巨大地震	養老-桑名-四日市 断層帯地震	阿寺断層系地震	高山・大原 断層帯地震	跡津川断層地震
岐阜圏域	3,091,000	4,554,000	144,000	189,000	401,000
西濃圏域	1,617,000	6,143,000	85,000	157,000	229,000
中濃圏域	753,000	335,000	329,000	540,000	256,000
東濃圏域	875,000	133,000	242,000	19,000	26,000
飛騨圏域	203,000	2,000	1,417,000	1,377,000	1,824,000
がれき発生量合計	6,539,000	11,167,000	2,217,000	2,282,000	2,736,000
↓ 県全体のがれき類発生量のうち、焼却処理を行う「可燃物量」を算定 (下記の可燃物量は「岐阜県災害廃棄物処理計画」に記載)					
可燃物量合計	656,000	1,105,000	252,000	257,000	306,000
	10.0	9.9	11.4	11.3	11.2
↓ 県全体の「可燃ごみ量」の割合から、 飛騨地域における各災害の「可燃物量」を算定					
飛騨圏域	20,300	198	161,538	155,601	204,288
↓ 避難所ごみを災害廃棄物発生量(可燃物)に追加					
飛騨圏域	20,303	198	161,555	155,619	204,311
↓ 年間処理量を算定(3年間で処理することを想定)					
飛騨圏域	6,768	66	53,852	51,873	68,104

表 1.10.6 飛騨地域のごみ処理施設の余力等

	施設名	処理能力 (t/日)	年間処理能力 (t/年)	年間処理実績 (t/年)	余力 (t/年)
飛騨地域全体		201	58,692	39,482	19,210
高山市全体		116	33,872	23,489	10,383
高山市	高山市資源リサイクルセンター	100	29,200	22,720	6,480
高山市	高山市くま野クリーンセンター	16	4,672	769	3,903
飛騨市	飛騨市クリーンセンター	25	7,300	5,949	1,351
下呂市	下呂市クリーンセンター	60	17,520	10,044	7,476

※発生量全量を
処理することは
現実的ではない。

表 1.10.7 災害廃棄物の想定量の根拠

<一般廃棄物焼却(溶融)処理施設>

	低位シナリオ	中位シナリオ	高位シナリオ
① 稼働年数	20年超の 施設を除外	30年超の 施設を除外	制約なし
② 処理能力(公称能力)	100t/日未満の 施設を除外	50t/日未満の 施設を除外	30t/日未満の 施設を除外
③ 処理能力(公称能力)に対する 余裕分の割合	20%未満の 施設を除外	10%未満の 施設を除外	制約なし*
④ 年間処理量の実績に対する分 担率	最大で5%	最大で10%	最大で20%

出典：「巨大災害発生時における災害廃棄物対策のグランドデザインについて中間とりまとめ」
(平成26年3月 環境省 巨大地震発生時における災害廃棄物対策検討委員会)

1.10.3 環境保全計画

計画施設における排ガス、騒音、振動、悪臭、下水道排水水質及び灰性状について、自主基準値として公害防止基準値を(1)～(6)に示すとおり設定した。この基準値の設定は、国や県などの法規制条件を踏まえて行い、環境面や安全面、コスト面に配慮した上で、国や県などの法規制条件と同等かそれよりも厳しい値を設定した。

(1) 排ガス

計画施設における排ガスの公害防止基準値は、表 1.10.8 に示すとおりである。

排ガスの公害防止基準値については、現焼却施設よりも環境大気への影響が確実に少なくなるように厳しい基準値を採用した。

表 1.10.8 公害防止基準値 (排ガス)

項目	公害防止基準値	法令等基準値	備考
ばいじん(g/m ³ N)	0.005 以下	0.15 以下 ^{※1}	2t/h 未満
塩化水素(HCl) (ppm)	8 以下	430 以下 ^{※2} (700mg/m ³ N 以下)	
硫黄酸化物(SO _x) (ppm)	8 以下	K 値規制 ^{※3} K 値 17.5 以下 ^{※4}	
窒素酸化物(NO _x) (ppm)	20 以下	250 以下 ^{※5}	
水銀(μg/m ³ N)	30 以下	30 以下 ^{※6}	
ダイオキシン類(ng-TEQ/m ³ N)	0.008 以下	5 以下 ^{※7}	2t/h 未満

注) 法令等基準値における施設規模は 1 炉当たりの大きさを参照する。計画施設の処理能力は 47.5t/24h × 2 炉であるため、施設規模は 2t/h 未満となる。

※1 ばいじん：大気汚染防止法施行規則第 4 条別表第二

※2 塩化水素：大気汚染防止法施行規則第 5 条別表第三

※3 硫黄酸化物：大気汚染防止法施行規則第 3 条第 1 項、排出基準は次式により算出した硫黄酸化物の値とする。

$q=K \times 10^{-3} H e^2$ (q：硫黄酸化物の量(m³N/h)、K：大気汚染防止法で定める値、He：補正された排出口の高さ、補正された排出口の高さについては、排ガス量、排ガス温度、煙突の排出口の直径、煙突高さによって求めることができる)

※4 計画施設における K 値 17.5 の濃度は、2,000ppm 程度となる。

※5 窒素酸化物：大気汚染防止法施行規則第 5 条別表 3 の 2

※6 水銀：大気汚染防止法施行規則第 5 条の 2 別表 3 の 3

※7 ダイオキシン類：ダイオキシン類対策特別措置法施行規則別表第一

(2) 騒音

計画施設における騒音の公害防止基準値は、表 1.10.9 に示すとおりである。

計画施設は特定工場に該当し、「高山市における騒音規制法に基づく騒音の規制地域の指定及び規制基準」(平成 24 年 3 月、高山市告示第 179 号)が適用されるため、公害防止基準値はこれを満たす値として設定した。

表 1.10.9 公害防止基準値 (騒音)

項目	公害防止基準値
昼間 (8～19 時)	60dB
朝・夕 (6～8 時・19～23 時)	50dB
夜間 (23～6 時)	45dB

注 1) この基準値は敷地境界に適用する。

注 2) 建設予定地は「高山市における騒音規制法に基づく騒音の規制地域の指定及び規制基準」の第 2 種区域に該当する。

(3) 振動

計画施設における振動の公害防止基準値は、表 1.10.10 に示すとおりである。

計画施設は特定工場に該当し、「高山市における振動規制法に基づく規制地域指定及び規制基準」(平成 24 年 3 月、高山市告示第 180 号)が適用されるため、公害防止基準値はこれを満たす値として設定した。

表 1.10.10 公害防止基準値 (振動)

項 目	公害防止基準値
昼間 (8～19 時)	60dB
夜間 (19～ 8 時)	55dB

注 1) この基準値は敷地境界に適用する。

注 2) 建設予定地は「高山市における振動規制法に基づく規制地域指定及び規制基準」の第 1 種区域に該当する。

(4) 悪臭

計画施設における悪臭の公害防止基準値は、表 1.10.11 に示すとおりである。

「高山市における悪臭物質の排出を規制する地域の指定及び規制基準」(平成 24 年 3 月、高山市告示第 182 号)に基づき、公害防止基準値はこれを満たす値として設定した。

表 1.10.11 公害防止基準値 (悪臭)

項 目	公害防止基準値
アンモニア	1ppm
メチルメルカプタン	0.002ppm
硫化水素	0.02ppm
硫化メチル	0.01ppm
二硫化メチル	0.009ppm
トリメチルアミン	0.005ppm
アセトアルデヒド	0.05ppm
プロピオンアルデヒド	0.05ppm
ノルマルブチルアルデヒド	0.009ppm
イソブチルアルデヒド	0.02ppm
ノルマルバレルアルデヒド	0.009ppm
イソバレルアルデヒド	0.003ppm
イソブタノール	0.9ppm
酢酸エチル	3ppm
メチルイソブチルケトン	1ppm
トルエン	10ppm
スチレン	0.4ppm
キシレン	1ppm
プロピオン酸	0.03ppm
ノルマル酪酸	0.002ppm
ノルマル吉草酸	0.0009ppm
イソ吉草酸	0.001ppm

注) この基準値は敷地境界に適用する。

(5) 下水道排水水質

計画施設における下水道排水水質の公害防止基準値は、下水道法の特定期間からの下水の排除の制限に関する水質の基準及び高山市下水道条例に基づいて設定し、表 1.10.12 及び 1.10.13(1)、(2)に示すとおりである。

表 1.10.12 公害防止基準値（下水道排水、環境項目）

項 目	公害防止基準値
温度	45℃未満
水素イオン濃度(pH)	5 超～9 未満
生物化学的酸素要求量	600mg/L 未満
浮遊物質	600mg/L 未満
ヨウ素消費量	220mg/L 未満
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	5mg/L 以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油類含有量）	30mg/L 以下
窒素含有量	240mg/L 未満
リン含有量	32mg/L 未満

表 1.10.13(1) 公害防止基準値（下水道排水、健康項目）

項 目	公害防止基準値
フェノール類含有量	5mg/L 以下
銅含有量	3mg/L 以下
亜鉛含有量	2mg/L 以下
溶解性鉄含有量	10mg/L 以下
溶解性マンガン含有量	10mg/L 以下
クロム含有量	2mg/L 以下
カドミウム及びその化合物	0.03mg/L 以下
シアン化合物	1mg/L 以下
有機リン化合物	1mg/L 以下
鉛及びその化合物	0.1mg/L 以下
六価クロム化合物	0.5mg/L 以下
ヒ素及びその化合物	0.1mg/L 以下
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L 以下
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.1mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.1mg/L 以下
ジクロロメタン	0.2mg/L 以下
四塩化炭素	0.02mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L 以下

表 1.10.13(2) 公害防止基準値（下水道排水、健康項目）

項 目	公害防止基準値
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L 以下
チウラム	0.06mg/L 以下
シマジン	0.03mg/L 以下
チオベンカルブ	0.2mg/L 以下
ベンゼン	0.1mg/L 以下
セレン及びその化合物	0.1mg/L 以下
ほう素及びその化合物（陸水域）	10mg/L 以下
ふっ素及びその化合物（陸水域）	8mg/L 以下
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	380mg/L 未満
ダイオキシン類	10pg-TEQ/L 以下
1,4-ジオキサン	0.5mg/L 以下

(6) 灰性状

計画施設における焼却灰に係るダイオキシン類含有量の公害防止基準値は、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、「3ng-TEQ/g 以下」とする。

また、飛灰固化物の溶出に係る公害防止基準値は、金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める総理府令に基づいて設定し、表 1.10.14 に示すとおりである。

表 1.10.14 公害防止基準値（飛灰固化物、溶出基準値）

項 目	公害防止基準値
アルキル水銀化合物	検出されないこと
水銀又はその化合物	0.005mg/L 以下
カドミウム又はその化合物	0.09mg/L 以下
鉛又はその化合物	0.3mg/L 以下
六価クロム化合物	1.5mg/L 以下
砒素又はその化合物	0.3mg/L 以下
セレン又はその化合物	0.3mg/L 以下
1,4-ジオキサン ^{注)}	0.5mg/L 以下

注) ばいじんに限る

1.10.4 環境保全対策

計画施設の環境保全対策は、(1)～(5)に示すとおりである。

(1) 排ガス対策

- ・公害防止基準値を法令による排出基準値を満足することにとどまらず、国内トップクラスの値に設定し管理することで、現焼却施設よりも環境大気への影響を確実に少なくする。
- ・高除去率を有する集じん設備（バグフィルタ）を設置する。
- ・触媒脱硝設備を設置し、排ガス中の窒素酸化物やダイオキシン類を高効率で除去する。
- ・ダイオキシン類は、安定燃焼及び集じん器入口における排ガスの急冷で発生を抑制する。
- ・有害物質の排ガス濃度は、連続測定により常時監視する。
- ・排ガス処理設備は、実績の多い安定した機器を導入する。

(2) 騒音・振動対策

- ・騒音、振動、低周波音を発生する機器は、施設内の配置位置を考慮し、吸音材等を設けた部屋に収納する。また防振処理を施した独立基礎とする。

(3) 悪臭対策

- ・悪臭発生箇所にはシャッターやエアカーテンを設置する。
- ・ごみピット内を負圧に保持し、消臭剤を噴霧する。
- ・ごみピット内の空気は燃焼用空気として悪臭物質を熱分解する。
- ・焼却炉休炉時はごみピット内の空気を吸引し脱臭処理する。
- ・廃棄物運搬車両の洗車場を設置する。

(4) 排水対策

- ・プラント排水は、排水処理設備で下水道排除基準を満足するよう処理した後、公共下水道へ放流する。なお、生活排水は直接公共下水道に接続する。

(5) 景観対策

- ・計画施設の立地条件を踏まえ、自然や伝統文化と調和するデザインを採用する。
- ・施設の高さ（煙突を除く）は、高山市景観計画に定める建築物高さの最高限度の基準である 22m とする。
- ・施設に使用する色は、高山市景観計画に定める色彩基準の範囲内とする。